枚方市人事行政の運営等の状況の公表 令和3年度

枚方市

枚方市人事行政の運営等の状況の公表について

市は、平成16年8月1日に地方公務員法の改正法が施行されたことに伴い、平成17年3月に「枚方市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、同年4月に施行しました。これは、人事行政の運営等の状況をお知らせすることにより、人事行政の公正性と透明性を高めることを目的としたものです。

市ではこの間、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するとともに、将来新たに直面する 行政課題に柔軟かつ的確に対応できる人員体制を確保しつつ、より一層の職員数の適正化と総人件費の抑 制に取り組んできました。さらに、令和3年3月には、積極的なデジタル化の推進等による「社会の変化に即し たスリムで機能的な組織体制の実現」を目的に、高水準な行政サービスを維持しながら人件費の適正化を図 るとともに、簡素で効率的な行財政運営の実現に向け、将来にわたって継続的に適切な定数管理に取り組む ため、「枚方市職員定数基本方針」を改定したところです。

同方針に基づき職員数の適正化を推進するとともに、令和3年度は、「行財政改革プラン2020」(令和2年3月策定)における取り組みとして、管理監督職員の適正配置や縮減の推進、各種手当の見直し等により総人件費の削減を進めました。

今後も、事務事業の見直しや民間活力の活用、技能労務職員の適正配置に向けた取り組みも踏まえつつ、 職員数と総人件費の適正化を図ります。

各機関における取り組み

教育委員会では、令和3年6月に、機構改革や国の少人数学級推進の動きを踏まえ、定数条例を改正(431人以内→359人以内)した上で、引き続き適正な定数管理を行いました。また、児童の泳力向上、水泳授業における教員への支援と指導の充実を図るため、民間活力・施設を活用した学校水泳授業の実施に向けて準備を進めました。そのほか、すべての児童が放課後を安心、安全に過ごし、多様で自主的な活動に参加できるよう、民間活力を活用した「総合型放課後事業」を先行実施し、小学校4校(民間:2校、直営:2校)において、土曜日及び三季休業期に「放課後キッズクラブ」に取り組みました。

今後も、学校運営に係る業務改善等、引き続き、より効率的・効果的な人員配置の検討を進めていきます。

上下水道事業では、健全な経営のもと、持続可能な水道事業をめざしていくため、「口径別料金の導入」、「逓増度の緩和」、「基本水量の廃止」を行う新たな水道料金等制度を構築し、令和3年4月1日に施行しました。今後も、効果的・効率的な上下水道の運営に努めるとともに、適正な職員配置及びこれまで培ってきた技術の継承を図る人材育成に取り組んでいきます。

病院事業では、令和3年度は、引き続き感染症指定医療機関として地域の感染症医療の中心的な役割を果たすべく、新型コロナウイルス感染症患者の対応にあたり、感染の急拡大によって危機的な医療の逼迫状態となった中においても、大阪府との綿密な連携のもと、重症患者を含む数多くの患者を受け入れました。また、新型コロナウイルス感染症への対応だけでなく、通常診療との両立をはかるという基本方針のもと、地域連携の強化を図るとともに、消化器センターや下肢機能再建センターなどの専門的な医療体制のさらなる充実により質の高い医療を提供することで、地域から信頼され選ばれる病院となるよう取り組みました。加えて、「市立ひらかた病院改革プラン」における目標の達成に向け、部署ごとの具体的数値目標を設定し、徹底を図るなど経営改善にも努めました。

今後も引き続き、新たな行政需要等を踏まえながら、簡素で効率的な行政運営のあり方について検討・検証 を積み重ね、職員数と総人件費の適正化に取り組んでいきます。

なお、この公表の内容のうち、給与・定員管理に関するものは、総務省より提供のあった共通の公表様式を基本として公表しています。

I職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

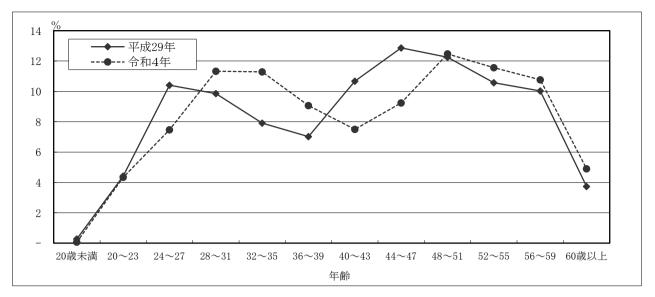
(単位:人)

	区分	帝和3年	う数 令和4年	対前年	令和3~4年の主な増減理由
	議会	11/140-	11 / 11 - 1 - 1		は、はのまし、クローなられがを工口
-	7.7.	19	19	0	-
	総務•企画	345 (10)	337 (10)	△ 8	総務一般業務の体制見直し(減)
	税務	97 (2)	95 (3)	△ 2	税務業務の体制見直し(減)
	民生	645 (57)	625 (53)	△ 20	保育所(1園)の民間移譲による体制見直し(減)
一 般 行	衛生	386 (15)	368 (17)	△ 18	ごみ収集業務の体制見直し(減)
政部門	労働	4	4	0	_
	農林 水産	11 (1)	12	1	_
	商工	10	10	0	_
	土木	277 (12)	270 (7)	△ 7	土木一般業務の体制見直し等(減)
	計	1794 (97)	1740 (90)	△ 54	<参考>人口1万人当たり職員数 43.8人 (中核市62市の人口1万人当たり平均職員数 46.3人(※令和3年度実績))
教	育部門	365 (7)	359 (10)	△ 6	児童数減による小学校の体制見直し(減)
,	小計	2159 (104)	2099 (100)	△ 60	<参考>人口1万人当たり職員数 52.8人 (中核市62市の人口1万人当たり平均職員数 55.1人(※令和3年度実績))
}	病院	495 (8)	510 (5)	15	診療体制の充実(増)
-	水道	93 (10)	96 (5)	3	水道業務の体制充実(増)
干	水道	105 (7)	103 (6)	△ 2	下水道事業の体制見直し(減)
そ	一の他	75	71	△ 4	国保・介護保険事業の体制見直し(減)
,	小計	768 (25)	780 (16)	12	
		2927 (129)	2879 (116)	△ 48	<参考>人口1万人当たり職員数 72.4人
定数	での合計	[3,153]	[3,081]	△ 72	機構改革による、任命権者間での職員配置の変動
9.4 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	受亍文部門 教 下る 管合 定	R A A A A A A A A A	株務 (2) 民生 (645 (57) 衛生 (386 (15) 労働 4 農林 (1) 商工 10 土木 (12) 計 (12) 計 (12) 計 (104) 所院 (495 (8) (10) 下水道 (10)	株務 (2) (3) 民生 (645 (57) (53) 日本 (15) (17) 日本 (15) (17) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18) (18	株務

[注1]定員管理調査とは総務省が毎年4月1日に行う地方公共団体を対象とした職員構成等の調査をいいます。 [注2]()内は定員管理調査の対象外職員(再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員(フルタイム))の数で外数。

(2) 年齢別職員構成の状況

次のグラフは平成29年と令和4年の年齢別構成比を示したものです。



(単位:人)

						(+ <u>+</u> <u>+</u> · / ·	. /
区 分	20歳 未満	20歳~ 23歳	24歳~ 27歳	28歳~ 31歳	32歳~ 35歳	36歳~ 39歳	
平成29年	8	129	304	288	231	205	
令和4年	2	125	215	326	325	261	
区 分	40歳~ 43歳	44歳~ 47歳	48歳~ 51歳	52歳~ 55歳	56歳~ 59歳	60歳 以上	計
平成29年	312	376	358	309	293	109	2,922

[[]注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(3) 職員数の推移

(単位・人)

								(平川・ノヘ)
年度 部門別	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度		5年間 【数(率)
		,		, , , , -				
一般行政部門	1,791	1,779	1,781	1,765	1,794	1,740	\triangle 51	-2.8%
教育部門	400	391	402	417	365	359	△ 41	-10.3%
普通会計 計	2,191	2,170	2,183	2,182	2,159	2,099	△ 92	-4.2%
公営企業等会計 計	731	740	742	767	768	780	49	6.7%
総合計	2,922	2,910	2,925	2,949	2,927	2,879	△ 43	-1.5%

[[]注] 各年4月1日現在の定員管理調査の職員数を使用しています。

(4) 職種別職員数(令和4年4月1日現在)

(単位・人)

			<u> (単似:人)</u>
	職種名	人数	うち女性数
	事務員	914	357
	福祉主事	65	29
	児童指導員	1	1
	図書館司書	20	9
事	体育指導員	I	I
務職	保育士	213	207
員	心理相談員	_	-
	家庭児童相談員	2	2
	発達相談員	1	1
	臨床心理士	15	15
	医療ソーシャルワーカー	2	I
	小計	1,233	621
	土木技術者	203	10
	建築技術者	69	19
	機械技術者	28	1
	化学技術者	29	6
技	電気技術者	27	I
術	設備技術者	_	-
職	運転手	9	I
員	運転手兼作業員	12	1
	作業員	155	1
	調理員	61	38
	用務員	7	5
	校務員	19	11

			(単位:人)
	職種名	人数	うち女性数
	水道現業員	16	-
	行政的放射線技師	2	_
	行政的保健師	78	78
	行政的看護師	20	20
	行政的獣医師	7	5
	行政的薬剤師	14	7
	行政的作業療法士	5	1
技	行政的歯科衛生士	2	2
術	行政的理学療法士	4	1
職	行政的言語聴覚士	2	2
員	助産師	11	11
	看護師	292	279
	准看護師	1	1
	放射線技師	18	7
	検査技師	17	8
	薬剤師	20	13
	管理栄養士	19	18
	その他医療技術者	17	6
	小計	1,164	550
そ	医師	69	16
\mathcal{O}	教諭	19	19
他	指導主事	45	11
	小計	133	46
	合計	2,530	1,217

[注]各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含みます。 ※任命権者とは、職員の任命、休職、免職、懲戒等人事権を有している者をいいます。枚方市では、市長、教育委員会、上 下水道事業管理者、病院事業管理者、市議会議長などがあります。

(5) 補職別職員数(各年4月1日現在)

(単位:人)

I Davida La	令和2	2年度	令和3	3年度	令和4	4年度
補職名	人数	うち女性数	人 数	うち女性数	人数	うち女性数
理事級	_	_	1	-	1	_
部 長 級	18	4	18	3	19	3
参 事 級	5	_	2	1	2	_
次 長 級	37	10	36	9	36	11
室 長 級	5	1	8	1	6	1
副参事級	3	2	_	1	1	_
課 長 級	124	24	121	23	119	21
主 幹 級	7	1	4	1	4	2
課長代理級	270	76	263	75	248	70
副主幹	10	1	9	1	10	1
係 長 級	547	207	515	195	493	191
主 任	841	461	876	490	908	511
一般職員	584	373	576	372	550	360
その他	124	44	125	46	133	46
計	2,575	1,203	2,554	1,216	2,530	1,217

[注1]各任命権者分及び外郭団体等への派遣職員分を含んでいます。

[[]注2]「係長級」には監督・主任(主査級)を、「主任」には班長・副班長・看護主任を含みます。

[[]注3]「その他」は、一般行政職員になじまない医師、教諭及び指導主事について計上しています。

(6) 人事発令状況について(機関別・令和3年度)

次表は、令和3年度中に行った、採用、退職、休職、復職等の件数を表したものです。

(単位:件)

機関名	採用	異 動	休職	復職	退職	育休
市長部局	58	340	25	25	64	91
市立ひらかた病院	40	59	5	2	39	40
上下水道局	2	42	1	1	6	5
市議会事務局	_	2	-	-	_	3
教 育 委 員 会	11	76	4	2	27	7
監査委員事務局	_	3	-	-	_	-
選挙管理委員会事務	_	3	_	_	2	_
農業委員会事務局	_	5	-	-	_	_
計	111	530	35	30	138	146

- [注1] 育休には部分休業、育児短時間勤務を含みますが、取り消し及び期間変更の発令は含んでいません(再度者を含む)。
- [注2]退職には死亡者は含んでいません(発令を伴わないため)。
- [注3] 府等との人事交流による派遣は除いています。

(7) 職員採用試験実施状況(令和3年度)

職員の採用については、地方公務員法において競争試験又は選考によるものとすると定められています。令和3年度の採用試験の実施状況については次のとおりです。

(単位:人)

			(半川・八
職種	応募者数	受験者数	合格者数
事務員	1,366	1,366	24
保育士	75	75	2
技術職 (土木・建築・機械・化学技術者)	116	116	12
行政的保健師	45	45	5
臨床心理士	19	19	2
管理栄養士	70	70	1
看護師	69	65	32
事務員(地域連携枠)	7	5	1
診療放射線技師	26	19	2
臨床検査技師	12	12	2
薬剤師	3	3	1
理学療法士	8	8	2
臨床工学技士	1	1	_
臨床工学技士(管理職)	10	10	2
計	1,827	1,814	88

- [注1] 各任命権者分を含みます。
- [注2] 事務員は、大学卒・大学卒以外に福祉などの有資格者も対象としています。
- [注3] 技術職は、大学卒・大学卒以外・資格者・民間企業等実務経験者を対象としています。

Ⅱ 職員の人事評価の状況

評定の状況(総合評価制度(能力評価と実績評価))

総合評価制度は、職員の勤務姿勢、職務遂行能力及び成果・実績を的確に把握し、かつ、適正に評価し、その結果を異動・昇任・給与反映などに活用することで、職員の意識改革を図り、やる気を高めるなど、本市における人材育成の基盤と位置づけています。このような中、非管理職員も含め全職員を対象に評価結果を給与に反映しています。

令和3年度は新たに総合評価ランクに「C」ランクを追加し、評価ランクを細分化することでより適切な人事評価を実施し、職員一人ひとりの成長に資する人材育成を推進しました。今後も適宜必要な見直しや改善を行いながら制度を成熟させ、納得性のさらなる向上に取り組みます。

Ⅲ職員の給与の状況

市職員の給与は、「地方自治法」、「地方公務員法」や議会の議決を経て定めた「枚方市職員給与条例」などの法令のほか、給与関係の規則などに基づき支給されます。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

-	(-/)) IT X : NOT CLEAR VOID							
	区公		住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)令和2年度	
		区分(令	(令和4年1月1日)	A	天貝収入	В	B/A	の人件費率	
	令和:	3年度	397,681	1,627億4,582万円	24億5,758万円	212億8,061万円 (208億1,311万円)	13.1%	11.5%	

- [注1] 人件費とは、職員に対して支給する給与だけでなく、市長、市議会議員などの特別職に支給する給料や報酬を はじめ、共済費(社会保険料の事業主負担分)なども含んだ経費です。
- [注2] 人件費の()内の数値は、投資的経費に係る人件費を含んでいません。
- [注3] 普通会計とは、地方財政状況調査における決算統計上の会計区分で一般会計と一部の特別会計を合わせたものです。
- [注4] 上記人件費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

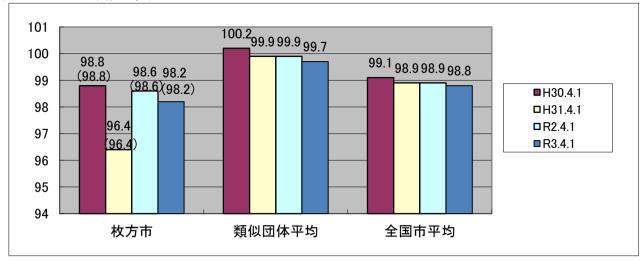
(=/ 1/1/2	(2) 協具相 5 英 5 代的(日 运公时 7 5 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7						
区分	五 分 職員数 給 与		チ	費	一人当たり給与		
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	費B/A	
令和3年度	2091人	74億7,751万円	21億6,986万円	31億1,385万円	127億6,122万円	610万円	
	【参考值】						
		給		· 費		一人当たり給与	類似団体平均一
		給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 C	費C/A	人当たり給与費
		82億7,699万円	23億5,044万円	33億4,194万円	139億6,937万円	668万円	638万円

【参考】令和4年度一般会計予算

区分	職員数	給	<u> </u>	j	費		一人当たり給与
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計	В	費B/A
令和4年度	1,820人	68億9,269万円	18億8,551万円	29億4,633万円	117億2,45	53万円	644万円

- [注1] 令和3年度の職員数は、短時間勤務職員及び再任用職員を除いた人数です。
- [注2] 令和3年度の【参考値】は、総務省が指定した共通の様式に基づき短時間勤務職員(会計年度任用職員を除く。 以下同じ。)の給与を含むものであるため、一人当たり給与費(C/A)の欄については、短時間勤務職員分を含 んだ給与費を、短時間勤務職員を含まない職員数で除した金額となっています。
- [注3] 令和4年度の職員数は、一般会計予算に占める正職員の人数です。
- [注4] 一般会計予算とは、歳入歳出予算のうち、特別会計(国民健康保険など)と企業会計(上下水道及び市立ひらかた病院)を除いたものをいいます。
- [注5] 上記給与費の各項目は、1万円未満を四捨五入しています。なお、職員手当には、退職手当を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- [注1] ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
- [注2] ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
- [注3] 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。50歳台後半層においては最大4%引下げ。国どおり3年間(平成30年3月31日まで)、平成27年3月31日の給料月額を支給する経過措置を実施。

他の給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。一部激変緩和のため減額措置を講じて、令和2年3月31日まで経過措置を実施。

②地域手当の支給割合の見直し

[本市では国基準10%と支給割合は変わらないため、見直しは実施していません。]

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
枚方市	44.1 歳	319,026 円	423,846 円	384,432 円
大阪府	42.1 歳	317,435 円	437,832 円	376,508 円
国	43.0 歳	325,827 円		407,153 円
類似団体	41.9 歳	318,557 円	407,161 円	363,935 円

② 技能労務職

	公務員									
区分	平均年齢 職員数		平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額	年収ベース				
				(A)	(国比較ベース)	試算値(B)				
枚方市	48.3 歳	200 人	301,617 円	360,549 円	343,910 円	5,806,835 円				
うち 清掃職員	49.6 歳	98 人	309,845 円	376,920 円	353,550 円	6,076,223 円				
うち 学校給食員	46.0 歳	35 人	291,313 円	340,004 円	331,550 円	5,453,857 円				
うち 用務員	54.0 歳	17 人	312,796 円	351,862 円	346,534 円	5,677,304 円				
うち 自動車運転手	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	- 円				
大阪府	54.2 歳	426 人	304,318 円	380,210 円	352,077 円	6,186,320 円				
国	50.9 歳	2,201 人	286,947 円	_	328,603 円	_				
類似団体	50.3 歳	200 人	323,185 円	381,275 円	354,943 円	_				

民 間 ※1								考	民	間 ※2	参考
対応する民間	平均年齢		平均給与	月額	年収ベース	_			平均年齢	平均給与月額	A/E
の類似職種	43	十一图中	(C)		試算値(D)	A		Б/ Д	平均平断	(E)	A/ E
廃棄物処理業従業員	46.6	歳	304,600	円	4,236,800 円	1.2	24	1.43	_	_	_
調理士	42.7	歳	276,700	円	3,673,100 円	1.2	23	1.48	_	_	_
用務員	50.3	歳	235,200	円	3,186,100 円	1.5	50	1.78	44.5 歳	354,664 円	0.99
自家用乗用自動車運転者	56.8	歳	285,600	円	3,920,000 円	-	-	_	54.7 歳	438,607 円	-

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額		
枚方市	36.5 歳	289,898 円	364,927 円		
大阪府	38.8 歳	336,714 円	409,479 円		
類似団体	39.0 歳	304,615 円	357,956 円		

- [注1]「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。
- [注2] 「民間 ※1」は、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(企業規模10人以上の事業所を対象)を使用しています(平成30~令和2年の3ヵ年平均)。なお、このデータでは民間の類似職種について、常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者も対象としているため、正社員でない従業員を含み、年齢は問われていません。このため、本市技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。
- [注3] 「民間 ※2」は、令和3年大阪府「職員の給与等に関する報告及び勧告」で公表されている令和3年職種別民間給与実態調査 (企業規模50人以上かつ、事業所規模が50人以上の民間事業者を対象)の「きまって支給する給与」の額を使用しています (令和3年4月分)。
- [注4] 年収ベースの「公務員(B)」及び「民間(D)」のデータの額については、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えたものです。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区分		枚方市	大阪府	国		
一般行政職	大 学 卒	195,500 円	187,300 円	総合職 186,700 円 一般職 182,200 円		
一放1] 蚁峨	高 校 卒	165,900 円	153,500 円	150,600 円		
技能労務職	中・高卒	163,300 円	153,267 円	_		

[〔]注〕平成24年4月1日より技能労務職給料表を新設しました。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	255,975 円	348,190 円	377,348 円	392,733 円	
为文门政机	高 校 卒	214,150 円	一	352,400 円	379,250 円	
技能労務職	高 校 卒	225,167 円	272,300 円	315,150 円	336,100 円	

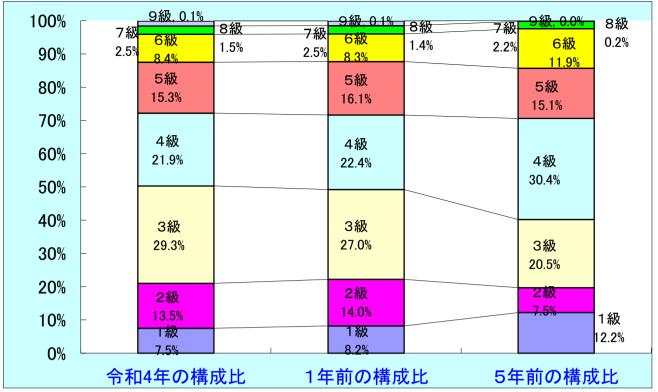
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	一般職員	84 人	7.5 %	146,100 円	247,600 円
2 級	一般職員	151 人	13.5 %	202,400 円	289,800 円
3 級	主任	328 人	29.3 %	243,500 円	340,700 円
4 級	係長	245 人	21.9 %	294,400 円	371,500 円
5 級	課長代理	172 人	15.3 %	344,600 円	410,200 円
6 級	課長	93 人	8.4 %	382,100 円	444,900 円
7 級	次長	28 人	2.5 %	425,900 円	468,600 円
8 級	部長	17 人	1.5 %	479,600 円	491,500 円
9 級	理事	1 人	0.1 %	504,600 円	516,500 円

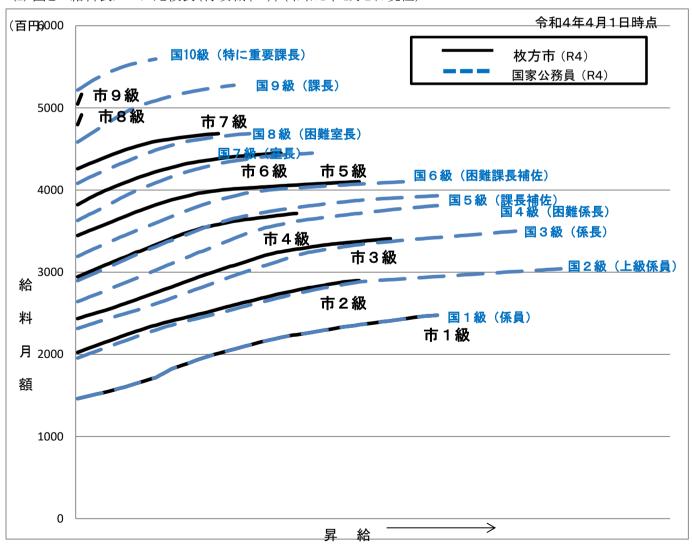
[[]注1] 枚方市職員給与条例に規定される行政職給料表の級区分による職員数です。

[[]注2] 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



[注] 平成31年4月1日より8級制から9級制に変更しました。

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和4年4月1日現在)



4 職員の手当の状況(企業会計を除く全会計)

(1) 期末手当,勤勉手当

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	女方市	ī		大阪府				玉					
1人当たり平均支給額(令和2年度)			1人当たり平均支給額(令和2年度)											
1,465千円					705千F	-								
	(令和3年	三度支	(給割合)			(令和3年	F度支持	給割合)			(令和3年	平度支	給割合)	
	期末手	当	勤勉手	き当		期末手	き当	勤勉手	当		期末手	き当	勤勉手	当
6 月	1.275	月分	0.95	月分	6	1.275	月分	0.95	月分	6	1.275	月分	0.95	月分
期	(0.725)	月分	(0.45)	月分	期	(0.725)	月分_	(0.45)	月分	期	(0.725)	月分	(0.45)	月分
12	1.125	月分	0.95	月分	12	1.125	月分	0.95	月分	12	1.275	月分	0.95	月分
月	(0.625)	月分	(0.45)	月分	月	(0.625)	月分_	(0.45)	月分	月	(0.725)	月分	(0.45)	月分
期	2.40	月分	1.90	月分	期	2.40	月分	1.90	月分	期	2.55	月分	1.90	月分
計	(1.35)	月分	(0.90)	月分	計	(1.35)	月分	(0.90)	月分	計	(1.45)	月分	(0.90)	月分
	(加算技	昔置の)状況)			(加算措置の状況)				(加算措置の状況)				
職制_	職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置						
役職加算 3~20%				役職加算 5~20%				役職加算 5~20%						
	管理職力		加算なし		1 11	管理職力		0~25%			管理職力	□算 1		1. 34 -

- [注1] 期末・勤勉手当とは、民間における賞与(ボーナス)にあたるもので、支給額算定基礎は、給料、扶養手当(期末手当のみ)、地域手当、役職段階別加算額を合算したものです。国・大阪府については、上記の支給基礎に特別調整額(管理職加算)を加えて支給されます。
- [注2] 支給割合の()内数字は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(令和4年4月1日現在)

(4) 延帆丁=	2) 赵瞅于当(卫州4十4万1日76年)								
	枚 方				国				
(支給率)	自己都合		勧奨•定年		(支給率)	自己者	#16	勧奨·定年	
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.66	695 月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.03	895 月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.75	575 月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	最高限度額	47.7	709 月分	47.709	月分
その他の加算	昔置 定年	前勧奨	建退職者2~20%	Ď	その他の加算	措置	定年前勧	吳退職者2~45%)
調整額	平成18年4月1日以降	&の職務	に応じ、最大60月分	を加算	調整額	平成8年4月1	日以降の職績	察に応じ、最大60月分	を加算
令和3年度1人当たり平均支給	額 1,392	千円	20,432 千円						

- [注1] 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。
- [注2] 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
- [注3] 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年 4月1日に制度化しました。
- [注4] 平成18年3月31日から引き続き在職する職員については、国に準じ平成18年3月31日に退職したと仮定して計算 した退職手当額と比較・調整する措置を講じています。

(3) 地域手当(令和4年4月1日現在)

	11. /u/12/				
支給実績(令和3年度決算)		901,834	千円		
支給職員1人当たり平均支給年		362,808	円		
支給対象地域	支給対象地域 支給率 支給対象職員数				合率)
全地域	10 %	2,	.508 人	10	%
地域手当補正後ラスパイレス指	数				98.2
(ラスパイレス指数)					98.2

[注] 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した市域における国家公務員と地方公務員の給与水準を 比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。 (補正前のラスパイレス指数×((1+地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。) ラスパイレス指数については、令和3年4月1日現在のものです。

(4) 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	十年月1日 2011			3,564 千円			
支給職員1人当たり平均支給年			33,324 円				
職員全体に占める手当支給職	員の割合(令和4	1年度)	3.0 %				
手当の種類(手当数)			十州中华	9 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価			
市税等事務手当	課長代理以下	滞納処分事務のうち、①差押調書作成び②公売処分事務	及 545 千円	1件あたり①160円 ②190円			
		感染症の患者若しくは疑いのある患者 救護業務					
	課長代理以下	感染症の病原体付着の危険性のある物 件の処理業務など)	日額290円			
感染症等対策業務手当		狂犬病予防法に基づく予防注射または検	診 27 千円				
		狂犬病予防法に基づく捕獲または薬殺		日額450円			
	全職員	新型コロナウイルス感染症に対処する 務(防護服を着用して従事する場合に る)		日額3,000円			
死体接触作業手当	課長代理以下	行旅死亡人の収容護送作業	_	1件当たり1,000円			
		社会福祉法に基づく保護、措置等の対 者に対する訪問による調査指導業務					
社会福祉業務手当	課長代理以下	精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律に基づく診察の立会い及び訪問に る相談・指導業務		日額300円			
清掃等特殊業務手当	課長代理以下	道路上における死獣の処理作業	_	日額300円			
夜間特殊業務手当	係長以下	正規の勤務時間で深夜(22時から5時) 勤務した場合	<u> </u>	1回当たり410~			
	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を過 断しない状態で行う作業					
危険現場業務手当	林文刊经	高所(10m以上に限定)の足場の不安策 箇所で行う作業	三 56 千円	日額220~650円			
	全職員	重大な災害発生又はおそれがある箇戸 での避難誘導、復旧等の応急作業		H 118220 000 1			
	土椒貝	深夜(22時から5時)に緊急呼出を受け 動し行う作業など	出				
	幼稚園教諭	非常災害時の緊急業務		D derice on a			
教員特殊業務手当	(園長除く)、小学校及び中学	修学旅行等で宿泊を伴う業務	1,487 千円	日額1,800~ 16,000円			
	校講師	クラブ活動等における児童生徒の指導務					
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職にある。合	易 ────────────────────────────────────	月額2,000円			
未 切日生1日	N.K.	例:安全運転管理者、電気主任技術者、防火管理者など	000 111	月 額2,000円			

[〔]注〕特殊勤務手当については、平成17年7月1日(一部については平成18年4月1日)に廃止や支給額の引き下げなどの見直しを行いました。

(5) 時間外勤務手当

<u></u>	
支給実績(令和3年度決算)	635,934 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	335 千円
支給実績(令和2年度決算)	546,965 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	283 千円

[注] 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日 現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

(6) その他の手当(令和4年4月1日現在)

(6) その他の	<u>)手当(令和4年4月1日現在)</u>				
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子 5,000円加算 配偶者及び父母等について次 長・参事は3,500円、部長以上は 支給なし	同じ	_	194,073 千円	
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額 28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃-16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃-27,000円)×1/2+ 11,000円	同じ	_	138,738 千円	316,932 円
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出 し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円~31,600円	同じ	_	206,158 千円	97,797 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職責に応じて支給 理事 114,000円 部長 96,000円 参事 80,000円 次長 78,000円 室長 73,000円 副参事 70,000円 課長 69,000円 課長 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	異なる	俸給の特別調整額と して官職に応じて支給 月額46,300円 ~139,300円	317,036 千円	714,036 円
初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期間の区分に応じて支給 16年未満 308,600円 16年以上17年未満 305,300円 17年以上18年未満 302,000円 18年以上19年未満 298,700円 19年以上20年未満 295,400円 20年以上21年未満 292,100円 21年以上22年未満 292,100円 22年以上23年未満 264,300円 23年以上24年未満 250,800円 24年以上25年未満 250,800円 24年以上25年未満 250,800円 25年以上26年未満 223,200円 26年以上27年未満 188,500円 27年以上28年未満 171,200円 28年以上30年未満 171,200円 29年以上30年未満 135,600円 30年以上31年未満 135,600円 31年以上32年未満 171,300円 32年以上33年未満 73,400円 32年以上33年未満 99,400円 33年以上34年未満 73,400円 34年以上35年未満 49,100円	同じ		7,032 千円	2,344,092 円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後 10時から午前5時)に勤務したとき に勤務時間数に応じて支給 支給割合:25/100		_	_	_
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務したときに勤務時間数に応 じて支給 支給割合:135/100	同じ	_	(時間外勤務手当に含みます)	
宿日直手当	勤務1回につき2,800円を支給	異なる	勤務1回につき4,200 円支給	_	_

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

	区		分		;	給料月額等
44						(参考)類似団体における最高/最低額
給	市		長	1,023,000 円		1,180,000 円 / 577,000 円
				(818,400) 円		
料	副	市	長	890,000 円		974,000 円 / 669,800 円
, ,				(801,000) 円		
	議		長	766,000 円		827,000 円 / 584,000 円
報				(720,000) 円		
	副	議	長	727,000 円		748,000 円 / 504,000 円
ælii.	->-		_	(683,300) 円		
酬	議		員	669,000 円		700,000 円 / 475,000 円
				(628,800) 円	/ A -	
期	市		. 子		(令	7和3年度支給割合)
末	副	市	長			3.25月分
末手	議		長		(令	7和3年度支給割合)
当	副	議	長			4.30月分
	議		員			
退			_	算定方式		(1期の手当額) (支給時期)
職	市		長	給料月額×在職月数×5		
手	副	市	長	給料月額×在職月数×3	0/100	0 12,816,000 任期ごとに支給
当		備	考			

- [注1] 市長の()内の数字は、特別措置による給料月額20%減額(令和元年9月23日から実施)後の額です。
- 〔注2〕副市長の()内の数字は、特別措置による給料月額10%減額(令和元年9月23日から実施)後の額です。
- [注3] 議長、副議長及び議員の()内の数字は、特別措置による報酬月額6%相当額減額(平成24年4月1日から実施) 後の額です。
- [注4] 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額です。なお、市長の退職手当については、前任期に引き続き現任期についても不支給となっています。

6 公営企業職員の状況

(1) 上下水道事業

① 職員給与費の状況

0 1000 (110 4)(V + V =				
	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
区分	心点 其 / 11	実質収支	帆只加丁貝	職員給与費比率	令和2年度の総費用に占
	A		В	B/A	める職員給与費比率
令和3年度 水道事業会計	49億2,669万円	15億6,093万円	5億9,235万円	12.0%	10.1%
令和3年度 下水道事業会計	104億7,892万円	17億215万円	6億603万円	5.8%	5.4%

- [注1] 資本勘定支弁職員に係る職員給与費(水道事業会計216,918千円、下水道事業会計298,808千円)を含んでいません。
- [注2] 職員給与費には、法定福利費(社会保険料の事業主負担分)、賞与等引当金繰入額(水道事業会計34,405千円、下水道事業会計11,501千円)、退職給付引当金繰入額(下水道事業会計20,860千円)及び退職給付費(水道事業会計71,964千円、下水道事業会計22,073千円)を含んでいます。

区分	職員数	給	与		費	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
令和3年度	191人	7億3,551万円	1億9,111万円	2億7,089万円	11億9751万円	627万円

(参考)団体平均 一人当たり給与費 605万円

- [注1]給与費には、上下水道事業管理者、短時間勤務職員及び再任用職員に支給する給料等は含んでいません。
- [注2]職員手当には退職手当を含んでいません。
- [注3]団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	
枚方市上下水道局	43.9 歳	368,580 円	524,761 円	
団 体 平 均	45.3 歳	335,096 円	502,816 円	

- [注1] 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。
- [注2] 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。
- [注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の水道事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

枚 方 市 上	下水 道 局	企業会計を除く全会計		
1人当たり平均支給	額(令和2年度)	1人当たり平均支給額(令和2年度)		
1,527∃	円	1,461千円		
(令和3年度)	支給割合)	(令和3年度)	支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
2.40 月分	1.90 月分	2.40 月分	1.90 月分	
(1.35) 月分	(0.90) 月分	(1.35) 月分	(0.90) 月分	
(加算措置)	の状況)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の	級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算 3	~20%	役職加算 3~20%		

〔注〕()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

1 2 190 7 7 10		/			
	枚方市上下水道	局		企業会計を除く全会	
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨•定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措	皆置 定年前勧奨退	職者2~20%	その他の加算	措置 定年前勧奨	退職者2~20%
調整額	平成18年4月1日以降の職	務に応じ、最大60月分を加算	調整額	平成18年4月1日以降の職務は	応じ、最大60月分を加算
令和3年度1人当たり平均支給額	6,150 千円	22,160 千円	令和3年度1人当たり平均支給	1,392 千円	20,432 千円

- [注1] 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。
- [注2] 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
- [注3] 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年 4月1日に制度化されました。
- [注4] 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)					8	5,618	千円
支給職員1人当たり平均支給年			39	8,225	円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員	数		一般行政職の制	制度(支	(給率)
全地域	10 %		216	人		10	%

工 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算	, , , , , , , , ,	717 千円				
支給職員1人当たり平均支	反給年額(令和3	27,045 円				
職員全体に占める手当支	給職員の割合(*	令和4年度)			17.7 %	
手当の種類(手当数)					2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業績	务	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価	
業務管理手当	係長以下	任命を受けて業務管理を行う職	にある場合	648 千円	月額2,000円	
	課長代理以下	交通量の多い道路の車道上で交通を遮断しない状態で行う作業				
	林文八星以下	高所(10m以上に限定)の足場の不安定箇所 で行う作業				
	全職員	巡回監視、応急作業等(給水対策本部)				
危険現場業務手当		災害対策本部又は給水対策本部が設置された後、重大な災害が発生するおそれがある箇所での避難誘導、復旧等の応急作業		69 千円	日額220~650円	
		風水害等の発生時において、済時)に緊急呼出を受け出動し行				

才 時間外勤務手当

<u> </u>		
支給実績(令和3年度決算)	30,913	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	169	千円
支給実績(令和2年度決算)	39,976	千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	213	千円

[注] 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日 現在の総職員数(管理職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。 カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)								
手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職との異 同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)			
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子 5,000円加算 配偶者及び父母等について次 長・参事は3,500円、部長以上は 支給なし	同じ	I	26,599 千円	238,735 円			
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額 28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃-16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃-27,000円)×1/2+ 11,000円	同	1	10,861 千円	305,221 円			
通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出 し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円~31,600円	同じ		20,333 千円	102,177 円			
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 に対して職責に応じて支給 理事 114,000円 部長 96,000円 参事 80,000円 次長 78,000円 室長 73,000円 副参事 70,000円 課長 69,000円 主幹 56,000円 課長代理 50,000円 副主幹 45,000円	同		28,574 千円	714,350 円			
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務したときに勤務時間数に応 じて支給 支給割合:135/100	同じ	_	(時間外勤務	手当に含みます)			

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和2年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和3年度	106億1,423万円	15億8,655万円	52億2,800万円	49.3%	49.4%

[注1] 職員給与費には賞与等引当金繰入額 321,641千円、退職給付引当金繰入額 361,659千円を含んでいます。

区分職員数		· <u>!</u>	j.	費	一人当たり	
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
令和3年度	498人	17億8,202万円		7億7,848万円	37億9,408万円	762万円

(参考)団体平均 一人当たり給与費 700万円

- [注1] 給与費には、病院事業管理者(特別職)に支給する給料等は含んでいません。
- [注2] 職員手当には退職手当を含んでいません。
- [注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額		
市	立ひらかた病院	39.5 歳	339,743 円	618,740 円		
	うち医師	43.3 歳	475,719 円	1,234,466 円		
	うち看護師	38.2 歳	295,407 円	481,903 円		
	うち事務局員	42.1 歳	406,891 円	558,208 円		
団	体 平 均			_		
	うち医師	43.0 歳	564,631 円	1,396,771 円		
	うち看護師	40.6 歳	295,465 円	476,943 円		
	うち事務局員	45.0 歳	321,803 円	500,248 円		

- [注1] 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。
- [注2] 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。
- [注3] 団体平均とは、全国市町村(政令指定都市を除く)の病院事業全体の平均値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

市立ひらか	た病院	企業会計を除く全会計		
1人当たり平均支給	額(令和2年度)	1人当たり平均支給額(令和2年度)		
1,50)8千円	1,461千円		
(令和3年度支	で給割合)	(令和3年度)	支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
2.40 月分	1.90 月分	2.40 月分	1.90 月分	
(1.35) 月分	(0.90) 月分	(1.35) 月分	(0.90) 月分	
(加算措置の)状况)	(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の総	及等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算 3	~20%	役職加算 3	3~20%	

〔注〕()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和4年4月1日現在)

1 1 1 1 1 1 1 1										
	市立ひらかた病院			企業会計を除く全会	計					
(支給率)	自己都合	勧奨•定年	(支給率)	自己都合	勧奨•定年					
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分					
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分					
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分					
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分					
その他の加算	措置 定年前勧奨法	退職者2~20%	その他の加算	措置 定年前勧奨	退職者2~20%					
調整額	平成18年4月1日以降の職務に	応じ、最大60月分を加算	調整額	平成18年4月1日以降の職務に	応じ、最大60月分を加算					
令和3年度1人当たり平均支給	772 千円	4,994 千円	令和3年度1人当たり平均支給	1,392 千円	20,432 千円					

- [注1] 退職手当の算出基礎は、退職時の給料月額です。
- [注2] 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
- [注3] 調整額とは、在職期間中の職務・職責に応じた貢献度を退職手当に反映させるためのもので、国に準じ平成18年 4月1日に制度化されました。
- [注4] 支給率ほか、制度の内容は、市長部局と同じです。

ウ 地域手当(令和4年4月1日現在)

	/ 地域于自(1)相4中4月1日	グレイエノ				
3	支給実績(令和3年度決算)		189,900	0 千円		
3	支給職員1人当たり平均支給年		381,323	3 円		
	支給対象地域	支給率	支給対象職員	数	一般行政職の制度(支給率)
	全地域	10 %		498 人	10	0 %

工 特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

14/45/3/3/3 1 = (14/16 1 13/1 1 2/12 2/12				
支給実績(令和3年度決算)	569,482			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	1,463,963			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	77.7			
手当の種類(手当数)	7 *			
	1. 11. 11.			

1 一 1 1 1 1 1 2 2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7				•
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度決算)	左記職員に対する支給単価
診療用放射線装置操作手当	放射線技師•看護師等	被爆の危険性のある特定区域での業務	1,343 千円	日額230円
感染症等対策業務手当	医師・看護師・技師	感染症の診療・検査又は病原体が付着しているおそれのある物件の処理業務	368 千円	日額:医師380円、 看護師290円、 技師90円
	区門 有限即 汉即	新型コロナウイルス感染症の診療又は感染症 の病原体が付着しているおそれのある物件の 処理業務	48,132 千円	日額3,000円又は 4,000円
診療手当	医師	診療業務	420,797 千円	診療局各科の当該 月の収入額等に応 じて算定
夜間特殊業務手当	看護師等	深夜における看護業務	98,197 千円	1回当たり2,000~ 9,800円
死体接触作業手当	医師以外の職員	死後処置及び補助	645 千円	1件当たり1,000円
危険現場業務手当	技術職員等	高所など危険な現場で行う業務等		日額220~650円
業務管理手当	主任技術者	任命を受けて業務管理を行う職にある場合	_	月額2,000円

才 時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	150,052 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	300 千円
支給実績(令和2年度決算)	143,811 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	258 千円

[注] 職員1人当たりの平均支給年額を算出する際の職員数は、「支給実績(3年度決算)」と同じ年度の4月1日 現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

カ その他の手当(令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政 職との異 同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子 5,000円加算 配偶者及び父母等について次 長・参事は3,500円、部長以上は 支給なし	同じ	I	360,086 千円	245,479 円
住居手当	借家世帯主に対し、支給限度額28,000円 家賃月額27,000円以下の場合 家賃-16,000円 家賃月額27,000円超の場合 (家賃-27,000円)×1/2+ 11,000円	同じ	_	40,307 千円	316,750 円

通勤手当	通勤距離2km以上を支給対象 【交通機関利用者】 6か月定期価額を基礎に額を算出し支給 月額55,000円が支給限度額 【交通用具利用者】 距離に応じて支給 月額2,000円~31,600円	同じ	_	49,211 千円	123,645 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して職責に応じて支給理事 114,000円部長 96,000円参事 80,000円次長 78,000円室長 73,000円副参事 70,000円課長 69,000円ま幹 56,000円課長代理 50,000円副主幹 45,000円	同じ	l	75,380 千円	698,496 円
初任給調整手当	医師に対し、採用の日以後の期間の区分に応じて支給 16年未満 67,250円 16年以上17年未満 66,550円 17年以上18年未満 65,850円 18年以上19年未満 65,150円 19年以上20年未満 64,440円 20年以上21年未満 63,740円 21年以上22年未満 60,500円 22年以上23年未満 57,320円 23年以上24年未満 54,080円 24年以上25年未満 50,920円	異なる	左記のとおり	54,158 千円	648,089 円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中 に勤務したときに勤務時間数に応 じて支給 支給割合:135/100	同じ	_	(時間外勤務手当に含みます)	

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等(令和4年4月1日現在)

勤	務を	要す	る日	毎週月~金曜日(休日を除く。)
始	業	時	刻	午前9時00分
終	業	時	刻	午後5時30分
休	憩	時	間	午後0時00分から午後0時45分まで

[注]この表は本庁の一例です。職場により始業・終業時刻等が異なる場合があります。

(2) 主な休暇の取得状況(機関別:令和3年度)

	年次有給休	暇(日)	特別休暇(日)		病気休暇(日)		年間延
区 分	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	総日数	1人あたり	職員数 (人)
市長部局	21,853.6	13.5	20,372.6	12.6	4,989.9	3.1	19,457
市立ひらかた病院	4,874.3	10.5	2,697.9	5.8	388.0	0.8	5,587
上 下 水 道 局	2,874.5	15.2	2,035.0	10.8	356.1	1.9	2,270
市議会事務局	219.9	12.2	142.8	7.9	-	_	216
教 育 委 員 会	2,831.5	13.1	2,377.1	11.0	656.0	3.0	2,599
監查委員事務局	61.3	8.8	62.4	8.9	-	_	84
選挙管理委員会事務局	100.4	14.3	51.8	7.4	_	_	84
農業委員会事務局	150.0	13.6	99.1	9.0	-	_	132
計/平均	32,965.5	13.0	27,838.7	11.0	6,390.0	2.5	30,429

[[]注1] 休暇の種類は上記のほか、無給の介護休暇等があります。

[[]注2] 上表には、教職員を含んでいません。

(3) 主な特別休暇の種類等(令和4年4月1日現在)

	種	類		付 与 期 間
ド	ナー	- 休	眼	必要と認められる日又は時間
ボ	ランテ	イア	休暇	1年度に5日以内
結	婚	休	暇	7日
妊	娠	休	暇	1日に1時間以内
出	産	休	暇	産前産後それぞれ8週間
育	児	休	暇	1日に1時間以内
看	護	休		1年度に7日以内(看護が必要な者が2名以上の場合は10日)
親	族 死	亡(木 暇	続柄に応じ付与 (例)配偶者、実父母及び実子・・・7日など
夏	季	休		5日以内
長	期 在			在職10年・・・3日、在職20年・・・3日、52歳に達する日の属する年度・・・5日
短	期介	護(木暇	5日(要介護者が2名以上は10日)

〔注〕特別休暇とは、職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合として認められる休暇をいいます。

(4) 休業の状況(機関別・令和3年度)

(単位:人)

区 分	育児休業	部分休業	修学部分休業	配偶者同行 休業	自己啓発等 休業
市 長 部 局	87	62	_	_	-
市立ひらかた病院	32	17	_	_	-
上 下 水 道 局	6	2	_	_	-
市議会事務局	_	3	_	_	-
教 育 委 員 会	9	1	_	_	_
監査委員事務局	-	-	_	-	-
選挙管理委員会事務局	_	_	-	_	-
農業委員会事務局	_	ı	_	ı	_
計	134	85	_		_

(5) 時間外勤務の状況(機関別・令和3年度)

(単位:時間・人)

区 分	時間外 勤務時間数	延職員数	1人あたり 月時間数
市 長 部 局	186,547	15,707	11.88
市立ひらかた病院	46,449	4,165	11.15
上 下 水 道 局	13,346	1,814	7.36
市議会事務局	1,150	84	13.69
教 育 委 員 会	18,637	1,668	11.17
監査委員事務局	286	48	5.96
選挙管理委員会事務局	2,169	144	15.06
農業委員会事務局	1,139	48	23.73
(次) ## B # () 1 1 1 1 1 1 1 1 1	269,723	23,678	11.39

[注] 時間数には、土曜・日曜・休日などにおける勤務を含んでいます。

V 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数(令和3年度)

分限処分とは、公務能率を維持し、適正な運営を確保することを目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分です。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

	(]	<u> 単位:人)</u>
休職	降給	計
2.5		26

〔注〕各任命権者分を含みます。

(2) 懲戒処分等者数(令和3年度)

懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない行為等があった場合に、公務員全体の秩序を維持するために、職員の義務違反に対する道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。また、懲戒処分とは別に、本市独自の対応として、職員の行為への指導的対応として訓告等があります。

(単位:人)

_				(1 国 :) ()
	処分日	区分	人数	事案の概要
	令和3年8月6日	減給	1人	不正な出勤打刻および不正な打刻時間に基づく虚偽の有 給休暇申請
	令和3年10月29日	減給	1人	公文書の不適正な取扱い
	令和3年11月30日	停職	1人	ハラスメント及び業務遂行阻害等不適切行為によるもの

[[]注] 各任命権者分を含みます。

VI 職員の服務の状況

職員の営利企業等従事許可の状況(令和3年度)

地方公務員法第38条(営利企業等の従事制限)において、職員は、任命権者の許可を受けなければ、次表で記載している営利企業等への従事をしてはならないと定められています。令和2年度の状況は、次のとおりです。

(単位:件)

営利企業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他市規則で定める地位を兼ねる場合	3
自ら営利企業を営む場合	3
報酬を得て事業若しくは事務に従事する場合	110
計	116

[[]注] 各任命権者分を含みます。

VII 職員の退職管理の状況

職員の退職管理の状況(令和4年度公表分)

氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先 における地位
今木 隆茂	都市整備部 市街地整備室 課長(市 街地開発事業担当)	令和4年 3月31日	令和4年 4月1日	合同会社 TMコンサル	代表社員
坂田 幸子	市長公室 人権政策室長	令和4年 3月31日	令和4年 4月1日	特定非営利活動法人 枚方 人権まちづくり協会	事務局長
鈴木 浩之	市立ひらかた病院 診療局 眼科 主任 部長	令和4年 3月31日	令和4年 4月1日	医療法人恵生会 恵生会病院	眼科部長
野村 明正	観光にぎわい部 スポーツ振興課 係長	令和4年 3月31日	令和4年 4月1日	特定非営利活動法人 枚方 人権まちづくり協会	事務局次長
藤本 久美子	健康福祉部 福祉事務所(障害福祉担 当)課長(総務·事業担当)	令和4年 3月31日	令和4年 4月1日	みんなのほいくえん	パート
八木 安理子	子育ち支援監付 次長 併 学校教育部 副参事(子ども若者包括支援担当)	令和4年 3月31日	令和4年 4月1日	同志社大学 心理学部	客員教授
山口 広	選挙管理委員会事務局 副参事(選挙 事務適正化担当)	令和4年 3月31日	令和4年 4月1日	医療法人北辰会 天の川病 院	パートタイム 職員
吉田 裕志	都市整備部 開発指導室 審査指導課 長	令和4年 3月31日	令和4年 4月1日	(一般財団法人)大阪建築防 災センター 建築確認検査 機構	検査部 副部 長

WII 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

都市経営を支える職員の育成に向けて、令和3年3月に改定した枚方市の人材育成基本方針「一人ひとりの考量と行動で、ひらかたを最高のまちに ~すべての仕事はだれかのために Always Challenging~」に則り、採用から退職までのそれぞれのステージにおいて必要な知識、判断力、政策形成能力などを高めるための研修を実施し、職員の意識改革・能力開発に取り組んでいます。

研修の実施状況(令和3年度)

①職場外研修 (単位:日、人)

1) 箱	t場外研修 研修名	対象者	日数	(単位:日、人) 受講者数
職場研修	啦担 無 放 子 担 老 無 放 (ニー・)		— P XX	文碑有数
77.12	新入職員研修(4月)	令和3年2月、4月、令和2年9月入職の職員	3	64
	新入職員研修(7月) 公務員倫理研修等	令和3年7月入職の職員	1	1
	新入職員研修(7月) 文書実務、土嚢研修、福祉体験	令和3年2月、4月、7月、令和2年9月入職の職員	2	64
	新入職員フォローアップ研修	令和3年2月、4月、7月、令和2年9月入職の職員	1	63
	新入職員研修(3月)	令和3年2月、4月、7月、令和2年9月入職の職員	1	56
1.1.	地方公務員法研修(eラーニング)	令和3年2月、4月、7月、令和2年9月入職の職員	_	62
管理	2年目職員研修(7月)	令和2年度入職(入職2年目)の職員	1	49
監	地方自治法・憲法研修(eラーニング)	令和2年度入職(入職2年目)の職員	-	53
督•	CS向上研修	令和2年度入職(入職2年目)の職員	2	52
般職	問題発見•解決力向上研修	平成29年度入職(入職5年目)の職員	2	73
員研	キャリアデザイン研修	入職10年目または主任2年目の職員 (いずれかの早い時点で受講)	2	55
修	新任主任研修(eラーニング)	新任主任	_	61
(階層	新任係長研修(eラーニング)	新任係長	_	20
別研	新任課長代理研修(eラーニング)	新任課長代理	_	25
修)	新任課長代理研修(コミュニケーション・ 労務管理、イクボス養成講座)	新任課長代理	1	25
	新任課長(級)研修(リスクマネジメント・性的マイノリティ支援)	新任課長(級)	1	18
	メンター(指導育成者)研修	新入職員のメンター(指導育成者)	2	33
	人材育成(評価者)研修	新任課長代理	1	31
	人材育成(評価者)研修(eラーニング)	課長(級)職員、課長代理(新任課長代理は除く)	_	428
	理事·部長研修	理事•部長(級)職員	1	27
	実年(ベテラン)職員研修	令和3年度に59歳となる職員	1	41
能	枚方市版人材マネジメント部会	(公募による)	5	6
力開	データアカデミー(フル版)	福祉事務所、総合政策部、総務部職員(指名制)	6	12
発	データアカデミー(ミニ版)	市民生活部、健康福祉部、総合政策部職員(指名制)	4	11
専門	デザインシンキング研修	一般事務・技術職の新任係長及び、係長級職員の うち希望する職員	2	15

]研修	手話研修(1回目)	(公募による)	1	23
16	手話研修(2回目)	(公募による)	1	6
	コアパーソン育成派遣研修	(公募による)	-	8
	派遣研修(人事課予算分)	(公募による)	-	25
派遣	長期派遣研修(国・大阪府)	-	-	11
研修	河北研修協議会主催研修	希望する職員	-	11
	マッセOSAKA派遣研修	希望する職員		58
	その他派遣	希望する職員	-	21
	人権研修(人権政策室と共催)	次長•室長	1	43
	人権研修(人権政策室と共催) (eラーニング)	新任課長代理、係長、主任(令和2年度、令和3年度 昇格者)	-	123
公	ハラスメント防止研修(コンプライ アンス推進課と共催)	入職11年目、12年目の職員	2	72
務員基	ハラスメント防止研修(コミュニ ケーション研修) (コンプライアン ス推進課と共催)	入職18年目~21年目の職員	2	81
礎 研	公務員倫理研修(コンプライアン ス推進課と共催)	職場研修主担者	2	105
修	メンタルヘルス(ラインケア)研修 (職員課と共催)	課長及び施設の長	2	112
	メンタルヘルス(セルフケア)研修 (職員課と共催)	希望する職員	1	24
	男女共同参画推進研修(人権政策室と共催)	男女共同参画推進本部委員及び同本部幹事、各所 属長、男女共同参画推進担当者	1	117

②自主研修

研修名	受講者
自主研究グループ活動支援	4グループ
大学院修学奨励制度	_
通信研修	3人
資格取得	22人
公開講座受講	8人

③職場研修

件数	
	203件

IX 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況

地方公務員法で義務付けられている職員の福利厚生については、大阪府市町村職員互助会(府内42市町村などで構成)と枚方市職員共済会で実施してきました。

大阪府市町村職員互助会が平成20年度末に解散したことに伴い、枚方市職員共済会では、職員の福利厚生にかかる事業内容等について見直しを行いました。また、平成24年度において任期付短時間勤務職員等に係る事業主負担金の見直しを行いました。

市費負担教職員(指導主事等)、小中学校任期付教職員及び幼稚園教諭等の福利厚生については、大阪府教職員互助組合で行っています。

(2) 福利厚生事業の会費及び事業主負担金の状況

(単位:千円)

		令和4年度		
区 分	会費	事業主負担金	負担比率	負担比率
	(A)	(B)	(A):(B)	(A):(B)
枚 方 市 職 員 共 済 会	45,883	24,621	1:0.54	1:0.56
大阪府教職員互助組合	* 6,738	585	1:0.14	1:0.14

^{*}負担比率の対象とならない生涯福祉掛金1,500円(各一人あたり月額)を含んでいます。

(3) 公務災害・通勤災害の認定請求件数(機関別・令和3年度)

(単位:件)

		(+ L. /
区分	公務上	通勤途上
市長部局	30	4
市立ひらかた病院	7	2
上 下 水 道 局	1	_
市議会事務局	-	_
教 育 委 員 会	13	1
監査委員事務局	-	_
選挙管理委員会事務局	-	_
農業委員会事務局		ı
計	51	7

X 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和3年度)

0件

※職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況(令和3年度)

2件

※職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に審査を請求することができます。

(3) 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(令和3年度)

0件

※職員は、勤務条件その他の人事管理に関する苦情を、公平委員会に申出及び相談をすることができます。